

令和7年度（2025年度）

鎌倉市障害者就業支援員採用試験受験案内

申込受付期間	令和6年（2024年）11月25日（月）から 令和6年（2024年）12月12日（木）まで（必着）
申込方法	申込書類一式を郵送（特定記録郵便に限る）又は本人が鎌倉市役所本庁舎1階の障害福祉課（5番窓口）に持参 <u>※一部電子メールでの提出あり</u>

この試験は、ワークステーションかまくら※に勤務する障害のある者を支援する障害者就業支援員（会計年度任用職員）を採用するために行うものです。

※ ワークステーションかまくらは、障害者の就労支援と自立促進を図ることを目的として設置された職場です。就労意欲のある障害者が市役所の各課等から依頼を受けた軽度の事務作業に従事しています。

1 採用予定人数及び職務内容

職種	採用予定人数	職務内容
障害者就業支援員	1人	ワークステーションかまくらで、障害のあるスタッフへの作業支援、就業支援等に係る業務

2 受験資格

受験資格
次のいずれかに該当する人。 (1) 作業療法士の資格を有する人 (2) 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有しており、行政機関、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人等における障害者の就業支援、就労支援又は職場定着支援について3年以上の経験を有する人

注 次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験申込手続

(1) 申込方法

ア 受付期間

令和6年11月25日（月）から12月12日（木）まで（必着）

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ウ 提出方法

申込書類一式を郵送（特定記録郵便に限る）又は本人が鎌倉市役所本庁舎1階の障害福祉課（5番窓口）に持参

※一部電子メールでの提出あり

(2) 提出書類（採用試験申込書記入説明書をよく読んで記入してください。）

ア 鎌倉市障害者就業支援員採用試験申込書

※パソコンによる作成可

※写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm×横3cm・無背景)を添付すること

イ 資格を証明するものの写し

ウ 論文（※電子メール提出）

テーマ「支援経験を振り返って障害のある人の就労支援で必要なこと」

※Microsoft Wordを使用して、上記のテーマについて1,200字程度で作成の上、提出してください。作成様式については、「論文作成様式説明書」のとおりです。

【提出先メールアドレス】 shafuku@city.kamakura.kanagawa.jp

4 試験の方法

内 容	提出された論文評価及び個人面接による評価を行います。
試験日時	令和6年（2024年）12月25日（水）午前9時30分から
試験会場	鎌倉市福祉センター2階 第3会議室
合格発表	令和7年（2025年）1月下旬（受験者全員に合否結果を通知） 合格者のうち、採用予定者に合否結果のほか採用通知を同封します。

5 合格から採用まで

(1) 合格者は、障害者就業支援員採用候補者名簿に成績順に登載されます。なお、名簿の有効期限は令和8年（2026年）3月31日までです。

(2) 原則として、令和7年（2025年）4月1日の採用となります。

(3) 受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に偽りがあることが確認された場合、合格又は採用を取り消します。

(4) 外国籍の人も受験できます。ただし、採用日において就労が制限される在留

資格の人は採用されません。

6 勤務条件

身分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員
任期	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※任期の更新については、勤務成績が良好で、かつ必要と認められた場合に 4 回まで可能です。
勤務地	鎌倉市役所本庁舎（鎌倉市御成町 18 番 10 号） 鎌倉市健康福祉部障害福祉課（ワークステーションかまくら）
勤務日数	月 14 日以内 ※原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）は休日になります。
勤務時間	午前 8 時 45 分から午後 4 時 45 分まで（休憩 1 時間を除く）
休暇	年次休暇 療養休暇 忌引休暇 等
報酬	日額 14,784 円（月額 206,976 円）初めての任用の場合 その他 期末手当の支給あり
通勤に係る 費用弁償	自宅から勤務地までの距離が片道 2.0 km 以上である場合に支給。 （公共交通機関を利用する場合は実費弁償。自転車等を利用する場合は使用距離に応じた額を支給）
加入保険	雇用保険 厚生年金 健康保険の加入及び公務災害補償の適用あり ※勤務日数により、公務災害補償の適用だけの場合あり

7 その他

- (1) 「鎌倉市障害者就業支援員採用試験申込書」は、鎌倉市役所のホームページからもダウンロードができるほか、鎌倉市役所本庁舎障害福祉課（5 番窓口）で配布しています。
- (2) 受験の際、提出された書類は、お返しできません。
- (3) 試験に関する問い合わせは、次のところへお願いします。

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市 健康福祉部 障害福祉課 障害者雇用対策担当
電話 0467 (23) 3000 内線 2694
メール shafuku@city.kamakura.kanagawa.jp

就業支援員選考会場案内図

